

## 令和4年度佐賀県宿泊・観光施設の高付加価値化等支援事業助成金 募集要領

### 1 趣旨・目的

宿泊施設や観光施設に新たな価値を付加することにより、地域に富裕層や欧米豪客等の個人旅行者など多様な顧客やリピート客を呼び込むきっかけをつくることで、地域全体の賑わいにつなげることを目的に、そのために必要な、延泊促進や客単価向上など事業者の収益を増加させる取組（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

### 2 応募資格

次の（１）（２）のいずれかに該当し、代表者、役員及び従業員が「佐賀県暴力団排除条例」に規定する暴力団及び暴力団員等でない者。

#### （１）宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及びこれに類する施設を営む者を除く

※住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づき、年間180日を上限に営業が可能な施設（いわゆる民泊施設）を営む者を除く

#### （２）観光施設事業者

観光客の利用を念頭に置いた施設（宿泊施設を除く）を営む者

※専ら食事の提供のみを行う施設は除く

※地方自治体が設置している施設（指定管理者制度や業務委託などで民間団体等が管理している場合を含む）は除く

### 3 助成対象事業及び対象経費、補助率

助成対象事業は、宿泊・観光施設の高付加価値化や収益力の向上等を図る取組とし、事業の詳細及び対象経費、助成率等については、別紙2のとおりとする。

※国が実施する「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業（令和3年度経済対策関係予算事業）」及び「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業（令和2年度3次補正予算事業）」（以下、「国事業」という。）において採択された地域計画に参加している事業者については、同事業への交付申請を行うことにより、本事業との併用を可能とする。

### 4 補助対象期間

交付決定後から令和5年1月31日

※補助対象期間より前に着手したものや、補助対象期間内に実績報告ができないもの（支払いを含めて事業が完了していないもの）は、補助対象外。

## 5 応募の手続き

### (1) 提出書類

- ・ 応募用紙（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 事業計画書（様式第3号）
- ・ 添付書類（企画書、見積書、事業実施体制、実施責任者、事業実績）  
※添付書類は、A4自由様式、両面で10枚以内。

### (2) 応募期間

令和4年10月31日（月）まで

### (3) 応募方法

応募期間内に上記の提出書類6部を提出すること。

<提出先> 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館6階  
一般社団法人佐賀県観光連盟 経営地域支援部（担当：田島）

## 6 助成事業の選定

提出書類について、次の項目の評価を行い、総合的に審査し選定する。

- (1) 事業目的との整合性（事業目的理解度）
- (2) 企画内容の妥当性（高付加価値化、収益力向上、創造性）
- (3) 企画内容の具体性（事業の具体性、実施スケジュール）
- (4) 事業効果（富裕層、インバウンド、地域の賑わい創出※）
- (5) 今後の展開（効果の広がり）
- (6) 経費の妥当性（経費配分）

ソフト事業の追加募集分については随時、審査を行い選定します。

※地域の賑わい創出の審査においては、国事業に申請した事業者は加対象となります。

## 7 選定結果の通知

当連盟会長から全応募者宛てに文書で通知する。

## 8 助成金の交付及び条件

事業が決定した場合、交付要綱に基づき、手続きを行う。

## 9 問合せ・提出先

一般社団法人佐賀県観光連盟 担当：田島

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館6階

TEL：0952-26-6754 FAX：0952-26-7528

E-mail：shiho-tajima@saga-kanko.jp